

2018年5月18日

島根県知事  
溝口 善兵衛 様

日本共産党島根県議団  
団長 尾村 利成  
幹事長 大国 陽介

## 県として「原発ゼロ」の決断を求める申し入れ

福島原発事故から7年が経過しました。しかしながら、事故原因は未だ未解明です。福島では、今も5万人を超す人々が避難生活を送っています。原発事故は、生存権、財産権、居住権、幸福追求権など基本的人権を奪いました。福島事故から学ぶべき教訓は「原発と人類は共存できない」ということです。「原発ゼロ」こそ、国民の命と安全を守る確かな道です。

中国電力は5月16日、県に対し、5月22日に「島根原発3号機における新規規制基準への適合性確認審査に係る事前了解願い」を申し入れることを公表しました。

原発推進勢力は、適合性確認審査申請と原発稼働は別という詭弁を弄していますが、これは現実を見ない空論にほかなりません。なぜなら、中電の清水希茂社長は「抜本的な経営基盤の回復、経営の安定化には原発の稼働が不可欠」と強調し、早期の2号機再稼働、3号機新規稼働に並々ならぬ決意を表明しているではありませんか。

この度の事前了解は、明らかに3号機の新規稼働をねらうものであり、適合性確認審査申請は原発稼働への一歩・プロセスであることは明白です。

この間、活断層評価をめぐって、幾度となく変更がなされ、2017年7月28日には、宍道断層の評価はこれまでの25キロから1.5倍となる39キロへと、5回目の見直しがなされました。

専門家は、4月9日未明に島根県西部を襲った地震は、「ひずみ集中帯」と呼ばれる山陰特有の地下構造に起因すると指摘し、鳥取県から島根県にかけての地下にも「ひずみ集中帯」があり、大地震を引き起こす未知の活断層の存在があると警告しています。いつどこで大地震が起きてもおかしくありません。

中国電力は、これまで岡山県の土用ダムの測定データ改ざん、下関発電所の地元自治体と交わした公害防止協定違反、西郷発電所のばい煙規制値超過による大気汚染防止法違反、原発内での相次ぐ火災の発生、不適切事案に対する行政処分など、幾度となく県民を裏切り続けてきました。

2010年には511カ所もの点検漏れを起こし、「不正をしない」「ルールは守る」というコンプライアンス最優先の業務運営を掲げ、再発防止対策の継続実施を県民に約束していました。

しかしながら、2015年6月30日に低レベル放射性廃棄物を処理する機器の検査報告書の偽造を公表し、2016年12月8日には1、2号機の中央制御室空調換気系ダクトに116カ所もの腐食孔を確認したことを規制委へトラブル通報するなど杜撰な保守管理を続けています。

不正・不祥事続きの中電に対し、県民からは「全国最多の不正を続ける中電に原発を運転する資格はない」「もう中電は信用できない」との厳しい批判の声が上がっています。

県政の最大の使命は、県民の命と安全を守ることです。安全な原発などあり得ません。実効ある避難計画は未策定です。さらに、使用済み核燃料、高レベル放射性廃棄物の処理方法は未確立であり、核燃料サイクル政策は破たんしています。県として、技術的に未完成な原発からの撤退を決断すべきであります。

以上の立場から下記事項を申し入れます。

### 記

1. 島根原発2号機の再稼働はもとより、島根原発3号機の新規稼働は認めず、県として「原発ゼロ」を決断すること。3号機の「適合性確認審査申請」の事前了解願いは受け付けず了承しないこと。
2. 周辺自治体が求めている原発立地自治体並みの安全協定（立ち入り調査権、原子炉停止要求権）締結に向けて、安全協定第12条の「適切措置要求権」を発動するなど、県として積極的なイニシアチブを発揮すること。
3. 中国電力に対して、活断層評価や基準地震動、周辺自治体との立地自治体並みの安全協定締結について、丁寧なる住民説明会を開催するよう要請すること。